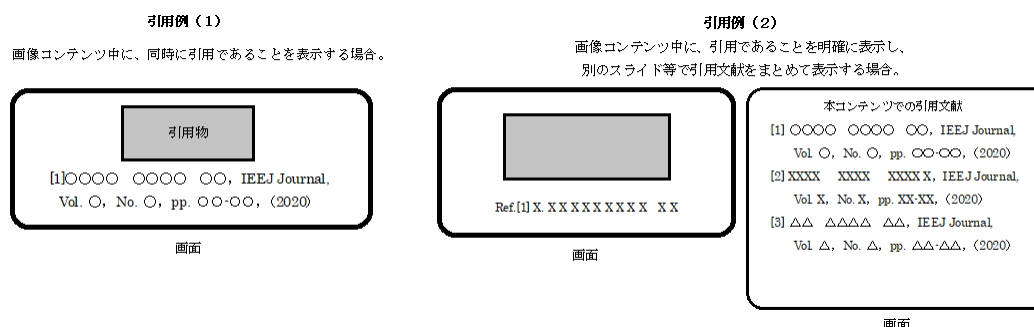


映像コンテンツのガイドライン

電気学会 研究調査会議

- (1) 音楽は一切流さないでください。
- (2) 他人が撮影した写真・映像は使用しないでください。
たとえ他人の論文の「引用」だと自身で思っていないでも不可です。
- (3) 特に、神社・寺・仏閣、美術品、芸能人の肖像、映画のシーンなどは自身が撮影した写真や映像であって使用は厳禁です。
※仏閣などは所有権や敷地管理権に基づく許諾契約が求められる
これらは特にネット配信に対して厳しい態度を取る傾向がある
※芸能人の肖像はパブリシティ権がある
※映画の場合は交渉しても許諾されないことが多い
- (4) 引用に際しては、次の『引用の三要件』を遵守してください。
 1. 引用部分と他の部分の明確な区分をすること
 2. 量・質ともに、引用部分が『従』でオリジナル部分が『主』の関係にあること
 3. 慣行に従った出典の明示をすること※文章の「引用」であっても、例えば、引用の主従関係要件から判断して（引用の量ではなく質も考慮して）引用対象が『主』となる場合には、引用行数が短くてもすべて著作権者から許諾を得る必要があります。



参考：引用の際の出典明示例

- (5) 論文とは異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合はご注意ください。図や表は出版社が作成し、著作権を有しているケースが多く、文章の著者から許諾を得ただけでは図や表を配信に使用できない場合があります。
- (6) 本の表紙や絵は、出版社に確認を行い、提示された条件に従って使用してください。

注1：映像コンテンツの著作権は発表者に帰属します。当該コンテンツが第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うこととなりますので、ご注意ください。

注2：発表内容に特許出願する可能性のある研究成果が含まれている場合、映像コンテンツの公開により生じた不利益に対しては、発表者が一切の責任を負うこととなりますので、ご注意ください。情報の公開については、発表者自身で慎重に判断してください。

注3：許諾を得たうえで使用する場合は、出典に加えて許諾を得ている旨を明記してください。